

令和4年12月12日

保護者様

磐田市立田原小学校長

季節性インフルエンザによる出席停止の手続きについて

季節性インフルエンザに罹患した場合の出席停止に関わる登校再開の判断や手続きにつきましては、令和元年度に「インフルエンザ罹患証明書を病院で受け取り、保護者が体温記録表を記入することで登校再開日を確認する」としていました。しかし、今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性があります、外来医療機関のひっ迫が懸念されています。そこで、今年度よりインフルエンザ罹患証明書を廃止し、下記のように手続きの一部を変更いたします。

季節性インフルエンザによる出席停止の手続きにつきまして、改めて御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

お子さんにのどの痛みや発熱などの症状の発症があり、医療機関を受診

↓

インフルエンザと診断された場合は、

保護者は学校にインフルエンザにかかったことを電話連絡し、「インフルエンザ経過観察表」を学校まで取りに来ていただくか、田原小学校のホームページからダウンロードします。

「インフルエンザ経過観察表」は、磐田市のホームページからもダウンロードできます。
磐田市ホームページ〉教育委員会〉教育施策情報〉インフルエンザによる出席停止手続きについて

【アドレス】

<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kyoiku/kyouikushisaku/1007398.html>

↓

インフルエンザ経過観察表に発熱の経過を記録し、発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）が経過したら、登校できます。登校時には、インフルエンザ経過観察表をお子さんに持たせ、学校へ提出します。

※医師の指示に従い、お子さんが安静に休めるようにしてください。

※熱が下がらない場合や気になる症状等がある場合などは、かかりつけ医を再受診してください。

※登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

※週末や夜間に医療機関を受診してインフルエンザと診断されたときには、翌日（平日）に学校へ電話連絡してください。

資料 1

インフルエンザの発症から再登校までの流れ**1 のどの痛みや発熱などの症状の発症**

かかりつけ医に相談し、受診してください。

2 医療機関受診

インフルエンザと診断されたら、医師の指示に従って安静にしてください。

3 学校に電話で報告

受診結果を学校に電話で報告し、各校で指示される方法にて「インフルエンザ経過観察表」を受け取ってください。

4 自宅にて安静・発熱の経過を記録

自宅で安静に過ごします。インフルエンザの自宅安静期間は「**発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで**」となっています。

「インフルエンザ経過観察表」の「**保護者記入欄** 体温記録表」に、発症日を含め、家庭でお子さんの体温を1日2回（午前と午後に1回ずつ）計測し、記入してください。

5 必要期間、自宅で休んだ後、インフルエンザ経過観察表を持参して登校

インフルエンザに罹患した場合の登校基準である「**発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）**」が経過しているかを学校で「**保護者記入欄** 体温記録表」にて確認し、登校を許可します。

登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

保護者の署名がある経過観察表を持参して登校します。

※発症日…熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。

※発症後5日…発症した日を0日として、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでとなります。

※解熱後2日（幼児にあつては3日）…平熱となった日を0日とし、そこから2日間（平熱で1日過ごせた日を2日間、幼児にあつては3日間）となります。